公益財団法人日本ダウン症協会 役員及び報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)及び公益財団法人日本ダウン症協会定款第13条及び第26条の規定に基づき、公益財団法人日本ダウン症協会の理事及び監事並びに評議員(以下「役員等」という。)顧問・相談役の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
 - (2) 顧問・相談役は理事会の推薦を経て代表理事の承認により委嘱された者をいう。
 - (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務行為の対価と して受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費 用とは明確に区分されるものとする。
 - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費(宿泊費を含む。)、 手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(極躁)

第3条 役員等の報酬等は、無報酬とする。ただし、理事が職員を兼務する場合は、勤務形態に応じて職員の給与を支給することができる。また、顧問・相談役に年額報酬を支給する事ができる。

(費用弁償の種類及び金額)

第4条 役員等や顧問・相談役が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人が 別に定めるところにより旅費(交通費、宿泊料)を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(支給基準の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。